

介護保険サービス事業に関する基準の条例制定について

1 経過及び趣旨

施設等の基準について、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、国が定める基準等を踏まえ、自治体において条例で定めることとなった。これに伴い、本市として必要な条例の制定及び改正を行ったもの。

2 制定（改正）条例

「仙台市社会福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（別紙資料 2 - 2）

「仙台市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」（別紙資料 2 - 3）

「仙台市介護保険条例の一部を改正する条例」（別紙資料 2 - 4）

3 条例化にあたっての考え方

(1) 基本的な考え方

各施設等とも、現行の基準に基づき、人員の配置、設備の整備及び運営がなされ、特に支障は認められないことから、条例で定める内容は、基本的に現行の国基準どおりとする。また、運用上、現行国基準に基づく各種告示、通知、通達等についても、そのまま適用する。

(2) 本市独自基準として定めたもの

介護老人福祉施設における居室あたりの定員

ユニット型個室ではない従来型介護老人福祉施設の居室定員については、これまで同様 4 人以下とする。

文書の保存期間（介護サービス事業所）

サービス提供記録、従業員の勤務記録及び介護給付費の請求明細に係る文書の保存期間を 2 年から 5 年に変更する。

厚生労働省令		仙台市独自基準	
保存期間	保存すべき記録等	保存期間	保存すべき記録等
2年	各サービスのサービス計画書	2年 (現行どおり)	各サービスのサービス計画書
	サービス提供記録	5年 (現行2年から延長)	サービス提供記録
	利用者が指示に従わなかった場合の市町村への通知に関する記録	2年 (現行どおり)	利用者が指示に従わなかった場合の市町村への通知に関する記録
	苦情の内容等の記録	2年 (現行どおり)	苦情の内容等の記録
	事故が発生した場合の事故状況及び事故に際して採った処置についての記録	2年 (現行どおり)	事故が発生した場合の事故状況及び事故に際して採った処置についての記録
【従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録】 保存期間の規定はないが、各事業所において整備しておかなければならないこととされている。		5年 (新規に規定)	従業者の勤務状況についての記録
		5年 (新規に規定)	介護報酬を請求するために、審査支払い機関に提出したもの

4 施行日

- ・平成 25 年 4 月 1 日
- ・但し、3 (2) の文書の保存期間については、表中 は、平成 23 年 4 月 1 日以後に整備が完結した記録について適用し、表中 及び は、平成 25 年 4 月 1 日以後に整備が完結した記録について適用。
- ・関係規則及び基準の解釈・運用に関する指針を定め、市 HP により周知済み。